

# 男女共同参画だより



No.69 平成29年3月号 発行  
常総市男女共同参画室

## 男女共同参画講演会

### 男女共同参画「途中の一步」～「しか」から「でも」へ～を開催しました

1月28日(土)常総市生涯学習センターにおいて、元教師で、モモタロー・ノーリターン&サルカニ・バイオレンスの作者である奥山和弘氏を講師にお迎えして、男女共同参画講演会を開催し、市民・県・市職員や近隣の市町村から150名の参加がありました。

この講演会は、市と女性団体じょうそう事業委員会が連携して、男女共同参画社会の実現のための意識改革を進めるために開催しました。男女共同参画社会についての奥山先生の優しいお人柄がにじみでた、わかりやすいお話で有意義な講演でした。

#### 講話の一部抜粋…「イメージ」は固定されがちである

男は強いというイメージから、男性は大黒柱となって外に出て働くのがふさわしいというイメージがある。女はやさしいというイメージから、女性は家の中で育児や家事・介護に愛情を注ぐのがふさわしいというイメージで、男らしさ・女らしさが固定的性別役割分担になっている。男のくせに・女のくせに、「男はこうあるべき」「女はこうありたい」という『イメージ』が固定されがちであり、これを変えていかなければ社会は変わらない。



#### 男女共同参画社会とは

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会である。性別にかかわらず、個性と能力が発揮でき、適材・適所が果たされている社会が男女共同参画社会である。男性・女性しかできないというイメージがあるが、女性・男性でもできる人はいる。

現在、途中の一步として、「しか」から「でも」への意識改革、さらに行動の変容が必要である。また、性別役割分担を超えてやれる時にやれる人がやれることをする、という「適材・適時・適所」が大切であると述べられました。

#### 来場者の声

- ★男女共同参画を推進していく上で疑問に思っていたこと(性別役割分担など)が非常にわかりやすく、納得がいく理由で解消されました。本日はありがとうございました。(20代・女性)
- ★この講演会を聞くまでは、あまり男女共同参画という言葉は知っていても、詳しい意味や内容までは理解していませんでした。イメージ先行の社会の中では、こういった講演会の開催により、多くの方々に男女共同参画を知ってもらうことが、初めの一步と感じました。大変参考になりました。(30代・男性)
- ★固定観念を捨て男性だ、女性だと思わない事。適任、適所、すぐれた人が仕事に付く事で良い方向になる。男性、女性と仕事を分ける意味がない。(50代・男性)
- ★学生や若い人達に聞かせてあげたいなと思いました。(50代・女性)
- ★男女の具体的な生き方が示されており、大変わかりやすかった。また、身近な話題で家庭に帰り、参考にしたいと思います。(60代・男性)
- ★根本的な考え方をやさしくわかりやすくお話され、大変有意義な講演でした。正しい基礎知識の上に、活動を進めて行けたらと思いました。(70代・女性)

## 「女性と子どもの被害」支援者研修会

# 「現代の貧困～ひとり親家庭の現状と支援」を開催しました

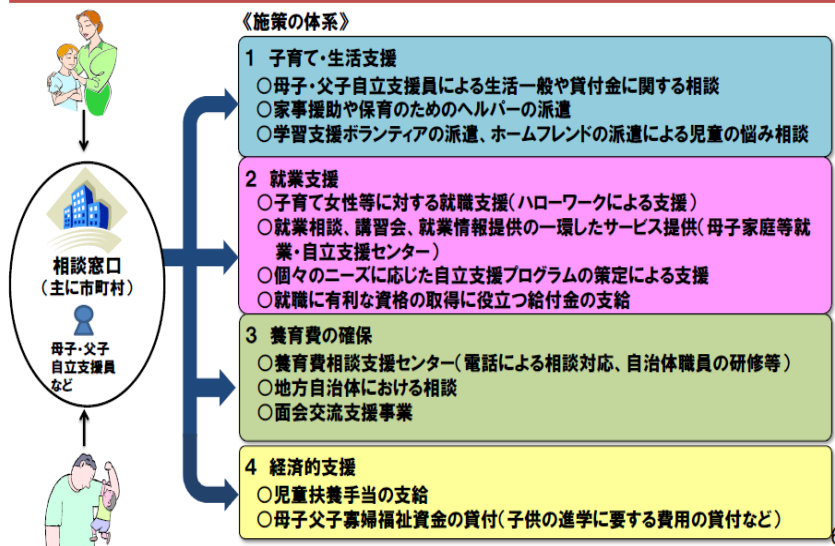
2月9日(木)水海道図書館において、講師にNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長赤石千衣子氏をお迎えし、現代の貧困の実態や支援のあり方などご講義とワークショップを行いました。

研修会では、ひとり親家庭の現状について実例をもってわかりやすく伺え、母親の貧困が子どもたちの貧困にもつながるということを考えさせられました。

これを機会に、多様な生き方を認めひとりひとりがすべての人への支援のあり方考えるきっかけになり、親子が幸せな生活が送れるような社会になればと思いました。

### ひとり親家庭支援施策の体系

ひとり親家庭の就業による自立を目指し、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費の確保、④経済的支援の4本柱により施策を推進



働きやすく  
休みやすく

厚生労働省より

## 平成29年1月1日から育児・介護休業法が改正されました!

### \* 育児関連制度 \*

- ①パートや契約社員の方でも  
育児休業が取りやすくなる  
たとえば…正社員ではない人も育児をしながら、  
仕事を続けられるようになります。
- ②子の看護休暇が半日単位で取れる

### \* 介護関連制度 \*

- ①介護休業が3回まで分けて取れる  
たとえば…入院や施設への入居などでまとまった休  
みが必要になった時、その都度休めます。
- ②介護休暇が半日単位で取れる
- ③残業の免除が請求できる

事業主に、妊娠や出産、育児・介護休業の取得などへの嫌がらせの防止が義務付けられたので、働きやすい職場になります。

※制度の詳細については、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

